

Title	信用制度と株式会社：信用論における「株式会社」
Sub Title	Credit system and business corporation : a theoretical survey
Author	飯田, 裕康
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1969
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.62, No.5 (1969. 5) ,p.456(34)- 480(58)
JaLC DOI	10.14991/001.19690501-0034
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19690501-0034

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

信用制度と株式会社

—信用論における「株式会社」—

飯田 裕 康

1. 問題の所在

資本制生産の発展は、産業資本をはじめとする、諸個別資本の資本結合形態・経営形態・企業形態の発展をもたらす。今日、それは、株式会社形態をとる企業を、支配的にし、また、個人企業存立の基盤を奪うか、あるいは、より零細な規模で再生産することも周知である。とりわけ、資本集中をおしすすめて生産の集積によって生産規模の巨大化がすすむ分野においては、株式会社形態を描いては、企業形態は存在しえようのない状況である。株式発行による巨額の資本の社会的集中、すなわち資本調達、この企業形態による最大のメリットである。さらに、いわゆる「所有と経営の分離」現象が端的に表明するような、株式会社企業での株式所有構造の変化（たとえば、「中小株主のレントナー化」「貨幣資本家化」といわれるような）にもとづく企業内部の支配集中の進展も、この企業形態のいま一つの特徴として指摘しうる。この二点は、現代株式会社企業はもとより、株式会社形態一般を論ずるに当たっても、看過しえない基軸的論点をなしている。

しかるに、これら二論点にたいする、理論的接近方法について、従来積極的な論究は、試みられていない。というのも、まず、「株式会社」なり「株式資本」なりについて、経済学的にこれをいかに扱ったらよいか明確にならなかったためである。同時に、このような株式会社の発展が、他方において、金融市場の構成要素としての証券市場の存在を無視しえないものにした点にも、十分な注意が払われなかった。問題は、証券市場をも含めて株式会社にたいして、単に経営学的のみ接近し、説明することではなく、これを、経済学の体系中に、いかにして正当に論理的に位置づけうるかということである。

さきあげた第一点について考えてみると、株式会社による、巨額の資本の「調達」は、一定の信用体系のうちにあつては、貨幣資本の運動それ自体に作用する。現象的には、この作用は、金利や、株価、債券の利回りの成立基盤たる金融市場へ影響する。このことは、当然のことながら、信用関係の展開を不可避とする。そこで、この論点——これは、株式会社という企業形態にかんする

基本的な論点である——の解明には、信用と、株式会社との範疇的関連を、理論的に明らかにしなければならない。このことは、株式会社という企業形態の発展を歴史的に辿るばかりで、それが、信用諸関係の展開と軌を一にしていることからあきらかである。つまり信用の諸形態と、株式会社形態とは、密接に関連しているのである。それならば、株式会社形態は、信用制度の一環、ないしは、その制度中で、具体的に、信用関係の一翼を担う「機関」(institution)なのであろうか。

企業形態としての株式会社は、決して信用機関ではない。これらを混淆した理解が生じるのも、株式会社形態も、信用関係も、ともに、資本蓄積過程に深くかかわっているからである。したがって、蓄積過程における両者のそれぞれ特異な意義(差別性)を明確化することが、逆にこの問題を正しく理解するいとぐちとなる。

資本の蓄積過程は、競争をその外的条件とした、資本にとっては、不断の過程である。しかるに、それは、たんに、直接的な、剰余価値生産によってのみ完結されるものではない。生産過程は、流過程に媒介されることによって、再生産過程として措定される。これによって蓄積はその本来の姿勢を獲得するのである。

このような蓄積過程の再生産過程としての編成は、信用や競争をたんに蓄積の諸契機の一つとして位置づけるにとどまらない。信用・競争等が、再生産過程の現実的な諸条件となることによって、それぞれ、再生産過程全体を総括するものとなる。「資本」の項目に、「信用」「競争」等を位置づけるマルクスの経済学批判体系プランは、資本運動の総体的な把握を意図するのである。局面をたんに信用関係の表象的な部面、俗にいう金融現象に限定しているわけではない。まして、「資本一般」の補足をなすわけでもない。そこでは競争を通じて、また、信用を通じて、資本一般が、総括されるのである。

株式会社も、上記の信用・競争とはほぼ同一の事態を前提とするが——そして、そこでは、個別資本の結合様式をつうじて、全体としての資本関係が、擬制資本という物化形態に即して最も社会的性格を帯びるのであるが——、その扱い方は基本的にことなる。というのも、企業形態が、そのものとして問題にされるのではなく、個別的な資本として、資本の全運動態様を一体化したものとして、問題にされているからである。それは、信用としての資本が、社会的総資本の個々の関連をとらえるのに対して、株式会社では、個別資本としての株式資本がそれ自体総体的資本運動の担い手として問題にされるからである。したがって、同じく、蓄積過程に立脚し、規定されて現われるとはいえ、信用と株式会社(または株式資本)とは、その論理次元をこととしたところで問題が設定されねばならない。また、論理的には、株式会社が、信用等の規定を、前提にすることなくして説けないということもあきらかである。では、それぞれは、どのような意味において、「前提とし」、「前提される」のであろうか。

このように問題を提起すると、株式会社についての理論的展開が、既存の体系——とりわけ、『資本論』体系——の理論的性格や論理展開限界等の反省のうえになされねばならないことがあきらかになる。この点については、従来しばしば言及されてきた『資本論』体系と「プラン」との関連、とくに、マルクスの言う「資本一般」との関連等が想起される。ここでは、その詳細な分析を別の機会にゆずり、基本的に、「資本一般」の『資本論』段階での把握が、さきの方法的反省を内包するものだというのみをあきらかにするにとどめたい。多くの論者によって主張されているごとく、『資本論』は、基本的に、『経済学批判要綱』段階と同じく、「資本一般」という論理展開の枠組みを継承していることは、否定しえない。しかし、マルクスのいう「資本制生産様式の理念的平均」という語句にあきらかなように、「資本一般」が、資本制社会のトータルな把握をも意図した方法上の概念となっていることは注意しておかねばならない。それは、實際上、「資本一般」以外の諸範疇展開の論理必然性を想定して、それらの展開を「資本一般」に取って押しとどめた「要綱」段階にたいして、1863年以降の『資本論』プランに具体的に表明された、資本の生産過程、流通過程、総過程という、現行の構成と基本的に一致するプランをもち、「資本一般」内部の論理展開に重点を置いた段階との差異をみてもあきらかである。

われわれが、当面する課題の端緒として、資本蓄積過程との関連を取りあげるのも、上記のごとき、体系的構成要因の差異に注目するからである。すでに蓄積論（ここでは、第1部第7篇を中心に考えて差しつかえないが）が、株式会社論展開への基本的な方向と、根拠とを明示していることによっても、それは明らかである。それと同様に、競争や信用にかんする『資本論』体系内での位置も、ここできわめて明確にしているものと考えてよいであろう。かくして、資本の蓄積なる資本の再生産過程の基軸的過程の理論的展開は、方法論の問題として、信用ないし株式会社にかんする「資本一般」の範囲内での展開の可能性を十分論定しえていてと考えてよい。問題となるのは、その具体的側面である。

小論では、上記のごとき視点に立って、信用制度と株式会社との関連の追求を意図する。そのさい、株式会社を、企業形態、個別資本の運動としての企業経営といった視角に固定化せず、あくまで、社会的総資本の運動の、より具体的局面として把握する。この視角は、株式会社の個別資本としての存在を、企業活動の内的機構においてとらえるにすぎず、諸資本の相互行動に規定された個別資本として把握しうる根拠をあきらかにしない。また、資本集中という、資本蓄積過程の展開された視点から株式会社を問題にする場合も、基本的には、上と同じような欠陥をまぬがれない。というのも、資本集中が、株式会社制度によって、実現されるという事実は、ただちに株式会社を個別資本の問題として把握することを必然化しないからである。この視点は、企業形態としての株式会社を資本調達のための一つの制度的機構として位置づけうるだけであって、資本運動の一形態としての株式会社（＝株式会社としての資本）という視角を貫くことができない。かくして、株式会社論は、社会的総資本＝「資本一般」を実質的に諸資本の相互関係として把え直す競争・信用等の諸範疇を前提にすることなく、理論的な展開をなしえないものと考えねばならない。小論では、こうした角度から、まず信用論において、論理的にいか「株式会社」論への契機が展開されうるかをあきらかにする。そのことは当然、従来の信用論体系、とくに信用形態にかんする規定への再検討とならねばならない。

2. 株式会社の本質

「だが明らかに、円形から螺旋に移行する再生産による資本の漸次的増加たる蓄積は、社会的資本の諸成分の量的構成群を変更すればよい集中に較べれば全く緩慢なやり方である。蓄積によって若干の個別的資本が大きくなって鉄道を敷設しうるまで待たねばならなかったとすれば、まだ世界に鉄道はないであろう。しかるに、集中は、株式会社に媒介されて忽ち鉄道の敷設をなし遂げた。」⁽¹⁾

これは、マルクスが、資本の集中に関連して、株式会社の役割についてのべた一節である。ここにあきらかなように、資本の集中は、株式会社制度によって「媒介」されて進展する。集中過程が、「蓄積の効果を増加しかつ促進すると同時に、資本の技術的構成における変革を拡大しかつ促進する」⁽²⁾ものであるならば、集中を媒介する株式会社制度は、生産力の増大という資本の普遍的欲求にもとづいて、またその視角から、基本的に取り扱われてゆかねばならない。ここに株式会社の究極的本質規定がある。このことは、産業企業における企業形態としての株式会社制度の普及・発展のあとを辿ってもあきらかである。いわゆる特権的な特許会社、初期資本主義期にみられた「規制会社」(regulated company)等を別にすれば、産業革命後の急速な産業資本の発展・成長の過程での株式会社制度の採用を促したのは、個人企業ないし、partnership 企業形態によっては実現することのできない生産力と生産規模の達成という資本の要求であった。イギリスにおいて、1855年に、従来のpartnership 制度の改正の過程で生みだされた有限責任制(limited liability)の法的承認はこうした株式会社の本質の具現、すなわち近代株式会社制度形成のメルクマールをなすものである。⁽³⁾またこの段階においては、「有限責任」という法制的要因は、株式会社制度という経済的要因の確立の条件にとどまりえなくなっており、それ自体が、あきらかに株式会社成立の経済的要因ともなる。⁽⁴⁾これによって、株式会社形態は、他の企業形態から決定的に区別される。また、この条件の定立なくして、株式会社が資本の集中を媒介するということは不可能であったといわねばならない。集中を媒介するには、株式会社にとって、その本質にてらして上記のごとき条件は不可欠である。だとすれば、株式会社はいかにしてこの「媒介」をはたすのであろうか。また、それは、集中の他の要因と異なって、どんな特徴を具有することとなるのか。

注(1) Karl Marx, Das Kapital, Bd. 1, S. 661. (2) Ibid., S. 661.

(3) 株式会社制度の歴史的発展過程(とくにイギリス)における有限責任制の意義については、Hunt, Shannon等の基本文献があるが、さしあたり、大塚久雄『株式会社発生史論』『大塚久雄著作集』第1巻、1969年、また林道義「イギリスにおける株式会社『有限責任法』成立の経済史的背景」『土地制度史学』第35号、1967年等を参照。

(4) 馬場克三氏は『株式会社金融論』1965年においてこの点についてつぎのようにのべている。「『全社員有限責任制』が株式会社のもっとも大きな特質であることには間違いない。けれども、有限責任制は一つの法律上の

わが国において、経済学的株式会社論の先駆的にして、画期的労作である大塚久雄氏の『株式会社発生史論』（1938年、本稿では、『大塚久雄著作集』第1巻、1969年によった）は、株式会社発生史の基礎理論の構築という角度から、きわめて鮮明な株式会社理解を示された。今日なお、燦然たる光彩を放っている。

大塚氏は株式会社を、個別資本という視角から、集中形態の一つだとする。かくて株式会社は、「個別資本が集中（Zentralisation）の過程において、しかも特に『結合』する仕方によって、より高い個別性の中に自己を止揚し、もって諸個人資本が社会化された一個別資本に転化する過程においてとるところの形態である⁽⁵⁾」とされている。このように、株式会社を個別資本 Einzelkapital としてとらえることは、企業形態として当然のことであり、それによってこそ、「経営」Betrieb という視角から株式会社の企業形態としての歴史的特徴をもあきらかにしえたといえよう。しかし、まず、ここで個別資本として把握するための理論的根拠や、「結合」（資本結合）という観点などが、資本の集中に即して問題にされねばならない理由は、それ自体大きな問題をなすものである。ここには、資本の集中という観点、ないし資本蓄積論を、社会総資本的な視角から、個別資本のそれへ具体化するという、方法的に重大な示唆が込められているといっても過言ではない。資本の蓄積過程を、諸資本の相互吸引という視点をこえて、個別資本的にみるとき、はじめて、企業形態それ自体が、経済学的射程のうちに入ってくることになる。したがって、株式会社形態（株式会社制度）を、蓄積過程、とりわけ、資本集中の過程との関連において基本的にとりあげると言う場合にも、個別資本という視角のもつ方法上の特異性は無視されてはならないのである。この個別資本としての株式会社企業が、前述のごとき条件のもとでその固有の企業形態をして資本の集中過程に適應するためには、それが個別資本としての株式会社自体を成立させた諸前提をすでに体化したものであるとして存在していなければならない。すなわち諸資本相互の関連を必然的に前提するものとしての個別資本でなければならない。資本集中には、「競争」「信用」の二契機がなお不可欠的条件となっている。株式

責任形態であって、われわれにとっては、それよりもむしろ、法律がこのような形式で承認したところの経済的内容が一層重要であるとしなければならない。（前掲書、47—8ページ）。ここにいわれるように、有限責任制は「一つの法律上の責任」にすぎないものなのであろうか。これについての判断の手掛りは、イギリスにおける1855年の有限責任法の成立経過を辿ればあきらかとなろう。林 道義氏は、前掲論文中で、有限責任制が、従来の合資会社の無機能化された社員におこなわれていたような面の拡大、一般化ではなく、まさに機能資本自体が有限責任を負うという点にその意義があるとしている。すなわち、ここでの責任は、法律上の責任であると同時に、機能資本としての責任を明確にすることによって、機能資本としての運動（G—W—G'）をより活動的、効果的になそうとする意図のあることを、無視してはならないであろう。責任形態であるとともに、競争過程への個別資本的な積極的対応手段でもあるわけである。

ちなみに、馬場氏は、「株式会社の成立指標なるものを強いて挙げるとすれば、それは有限責任制でも物化でもなく、まさに『譲渡自由な等額株券』の成立をあげねばならないのである」（49ページ）とのべている。（前掲書、47—8ページ）

(5) 大塚氏、前掲書、17ページ。

会社形態は、まさに、これら二契機をも論理的な前提として包括するものである。

言うまでもなく、「集中形態としての会社形態⁽⁶⁾」である株式会社は、出資、持分証書、収益請求権である株式を発行して資本の集中をはかるという形で、個人資本の結合を遂行する。こうした「結合」自体、資本蓄積の内包的拡大に対応した、外延的拡大を実現し、その効果を促進するものとしてなされる。それを押し進める動機は、外的強制法則たる競争に刺激される資本の蓄積衝動以外にない。このような資本蓄積過程は、一方で、資本の有機的構成の高度化を促がし、他方で、それによって、固定資本部分の増大とともに諸資本にとっての最低必要資本規模を増大する。この方向にそって、しかも、それを「円滑に」実現するものとして、株式会社形態が採用される。しかしこの円滑性は、ただ蓄積過程が自生的に準備するものではない。蓄積過程が競争関係という外的条件を契機としつつ遂行されるのと同様、資本の結合を内容とする株式会社形態も、それに対応した外的・制度的条件を整備することを必要とする。一般的有限責任制を基本的に意義づけるのは、まさにこうした点である。

有限責任制が、株式会社の基本的要件となるのは、かくて、株式会社形態をとる企業が、競争過程に対応しつつ、蓄積をおしすすめることから必然的であったと考えなければならない。しかるにこの制度は、企業の内的構造、とりわけ、資本機能を制約する資本の所有の構造に、大きな変化をひきおこさずにはいない。一般的有限責任制が同時に、等額面株式及び小額面株式の発行をともなうという具体的諸要因の関連は、まさに資本所有構造の変化を内包しているわけである⁽⁷⁾。企業所要資本量の増大に応じて、資本所有——それは「出資」の一面での証拠である——の枠をひろげ、株主層の存在を広範なものとし、資本集中をきわめて社会的なものにする。また、この過程は、出資証書ないし、収益（利潤）請求権証書たる株式の証券としての性格を一層強化してゆく。いいかえらば、株主の構成変化とともに、株式会社が内的に資本集中の機構として整備されればされるほど、株式会社企業は、個別資本としての蓄積活動を株式証券の独自の運動を媒介にしてそこに押し広げてゆかざるをえない。このように、「証券」を媒介にしてその資本集中運動を遂行しなければならない株式会社の本質的側面から、株式会社を、個別資本として規定するのは、競争過程のみならず、信用関係でもあるという性格があきらかにされるのである。

株式会社形態が、信用という側面とかかわるのは、株式会社が資本結合体であり、株式という独自の証券を介しての特異な資本所有構造をとることに由来する。こうした、株式会社における資本

注(6) 大塚氏、前掲書、17ページ。

(7) 大塚久雄氏は、近代株式会社の特徴づけにあたって、株式会社の社員が大よそ二つのグループに分けられることを前提している（大塚氏、前掲書、20ページ）。こうした株主層の二分化は、合名会社の場合等とはことなり、あらゆる株式が譲渡可能であり、その意向さえあれば、いつでも譲渡=売却しうるものであることを意味する。すなわち、株式会社の場合、証券市場での独自の証券運動と一体的なものとして、この分化が達成されることとなる。

所有の構造は、私的所有とは本来的に矛盾する要因である。現象と本質との乖離は一層拡大することとなる。この乖離を、私的所有の貫徹として解消する機構として、信用関係が登場する。しかし、これは、あくまで、株式会社形態それ自体の独自の論理から、信用とかかわりを持たざるをえないということであって、株式会社形態をとる企業が、信用機関となることを意味してはいない。また、いままでのべてきたように、株式会社は、その本来の性格からして、信用機関なり、あるいは信用制度なりとは、ことなつた論理次元において成立することは、あきらかである。そうした信用とかかわりの面での株式会社の本質をあきらかにし、それぞれの差別性と論理的な連関とを解明するためには、信用それ自体の論理に即して株式会社を反省的に規定してみなければならないであろう。小論の目的もまた、そこにおかれている。マルクスに即していうならば、これは「信用制度が結合資本を生み出す⁽⁸⁾」ということを理論的に解明することではなければならないのである。

3. 信用形態と金融市場の構成

〔I〕 株式会社を指定するのは、資本の集中という側面から、いわば個別資本的な資本結合の形態としてである。しかし他方においてこの論点は、信用の諸範疇を前提とすることなく展開されるものではない。この二点の展開は、元来マルクスにおいて、並列的にでなく、統一的・体系的になされるものであった。⁽⁹⁾したがって株式会社を、支配集中の機構とともに、もっぱら資本集中という蓄積の一要因としてのみとらえたとしたら、それは、株式会社の一面的把握に墮すものといわねばならない。そこで、われわれは、まず「信用論」体系における株式会社の位置づけという視点から、前述の二論点の展開がいかに統一的・体系的になされ、そこにはいかなる限界があるのか、を考察してみたい。そのさい問題は、株式会社制度の基本的前提としての信用論に、かかる統一的・体系的把握を可能ならしめる論理的契機が存するかどうかである。それは、さきに指摘した、「信用が結合資本を生み出す⁽¹⁰⁾」というマルクスの指示を理論的に解明することに通じるものである。⁽¹¹⁾

資本主義的再生産過程は、競争を外的強制法則として、諸資本の不断の生産力の増大を実現し、利潤率の低下に対処する、諸資本の総過程として遂行されざるをえない。これは、競争による所要資本量の増大、資本構成（技術的構成高度化として基本的に現出し、それを価値的構成に反映する）の不断の高度化をもたらす、資本の集積と集中とを押し進める過程でもある。そして信用は、この集積・

注(8) Das Kapital, Bd. 3, S. 510.

(9) Karl Marx, Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie [Rohentwurf] 1851-1858, 1953, SS. 549-50. 高木幸二郎監訳『経済学批判要綱』第三分冊、406-7ページ。

(10) このような見解は、馬場克三氏等の「自己資本の他人資本化」説に典型的にあらわれてくるが、これについては、のちに第5節で検討する。

(11) 「資本の結合」ということがなにを意味するのかは、従来必ずしも明白になっていない。ここでは、所有と一体化した機能資本相互の結合を意味しており、所有と機能との分離を前提にした、前貸関係は、

集中過程を諸資本の主要契機として進展せしめる主たる手段となっている。とりわけ再生産過程の進行途上における絶えざる遊休資本の発生、およびその現実的資本への再転化は、信用機構を無視しては理解しえない過程である。すなわち、遊休した可能的資本が、現実的資本に転化されるには、それらの資本が、一時的に現実的資本とは対立的に、貨幣資本として蓄積されねばならない。貨幣資本の蓄積は、生産力の上昇過程では、個別資本的には、大きな制限を伴わざるをえないから、それは、社会的に蓄積される以外にない。これを達成する社会的な手段は、信用機構を措いてほかにない。

信用機構が、このように、資本の再生産過程に包摂されているとするなら、その過程で信用機構自体は、どのようにこれに具体的にに対応しているのであろうか。これはまず、信用が本来的にとる諸形態によって実現されることになる。また信用諸形態の展開過程として具体化される。このように信用形態独自の論理をとりあげうる理由ないし根拠は、生産過程の展開自体が、現実的資本とは、まさに対立的に、貨幣資本の蓄積過程をとまなうこと、この蓄積過程自体が、信用関係の展開を結果し、さらにその原因となるにいたることである。⁽¹²⁾

信用制度の基礎を形成するのは、再生産にたずさわる諸資本家相互間の信用関係、すなわち商業信用である。商業信用は、剰余価値の実現に関連し、その過程に要する貨幣を節約することによって、再生産過程の循環運動を促進し、それによって、全体として生産力を高める役割をはたしている。まさに、商品の実現・流過程に固有の信用形態だといえる。しかるに、この商業信用は、資本にとっての空費たる流通時間を零にするという「資本の必然的傾向」にささえられている。同時に、節約された貨幣にたいして、信用の連鎖を取り結んだ諸資本家相互間での、共同の社会的利用関係の指定でもある。いわゆる商業貨幣としての手形の流通は、擬制的価値を有する仮空の資本——擬制的資本——を創出することとなって、一個の現実的資本価値に対して、無限の擬制的資本を生み出し、共同利用関係の展開に対応するものとなるわけである。

こうしたことを前提にして、節約された貨幣は、当然資本に転化されねばならない。それも、この信用形態自体の形態的特質、支払準備や、手形の流動性（擬制的価値の仮象的「現実性」の持続）によって規制されざるを得ない。だから、商業信用関係のみでは、新たに蓄積条件を形成するとき資本の集積、まして集中を期待しえない。すなわち、諸資本家からみれば、遊休資本にたいする共

資本の結合と考えることはできない。

(12) 川合一郎氏は、信用形態が商業信用とはことなつて資本信用を展開するとしてつぎのようにのべている。「いずれもそれは資本が各部門における蓄積の障害をくぐりぬけようとして信用を利用することによっておこるのであって、各信用形態自体のあいだに直接の関連があるわけではなく、まして信用形態自体の自己発展によるものではない。」(川合一郎「信用制度と株式会社」『国民経済雑誌』第118巻第5号、1968年、52ページ)。しかし、信用形態自体が、競争過程に作用して、蓄積の方式を変更せしめることは十分考えられ、それによって新しい方向に信用形態が志向することも十分可能である。これは自己発展ではないが、信用形態自体の論理のなかに、信用形態の展開志向が包含されているということになるであろう。

同利用関係がなお社会的に転成する過程に、基本的な制約が存するという点である。

商業信用のこうした限界を打破するものは、周知のごとく、銀行信用である。銀行信用は、再生産過程において形成された遊休貨幣を自己の手もとに集積して、また社会的に散在する諸収入形態の貨幣片をも集中することによって、それらを貸付可能な貨幣資本とする。また、それらを根拠にして、諸種の信用創出をなす。銀行は、一大貨幣資本集積の場として、また信用諸関係の結節点として立ち現われる。このような関連は、生産的資本からの不断の資本構成高度化への要求に対処するものとなる。それにとまって、そのような要求を必然化する競争過程は諸生産部門にたいして一般的利潤率を形成せしめ、個別諸資本にたいして、実現の条件とともに、均一的蓄積条件を強制する。

このような関係は、社会的に集積された貨幣資本の生産諸部門間への配分、平均利潤率の形成なる役割を銀行信用に付与するものである。このさい、銀行信用は、諸資本間の競争過程にうながされつつ、その機能を発揮する。また、銀行信用が逆に競争条件そのものに作用をおよぼすに至る。このことが、諸資本をして一層の生産力の増大と、そのための投資需要の増大とに向わしめる。しかしこの過程は、銀行信用自体に一つの限界を設定することになる。その理由は、銀行信用形態の性格のうちにある。

銀行信用を制約するものは、なによりもまず、銀行資本として集積される貨幣資本の量であり、またその質である。銀行の集積する貨幣資本は、基本的には再生産過程から遊離した資本（休息資本）であり、資本の遊休を規定するのは再生産過程の循環運動の諸局面である。また銀行は、それら貨幣資本を自らの手で利子生み資本に転化しなければならないから、貨幣資本を常時、流動的に保持しなければならない。したがって、これらの条件を満足するために銀行信用は、還流の迅速な、短期的な信用という性格を基本的にもたざるをえない。だから、銀行の発行する信用貨幣・銀行券を別として、その創出する信用は、確定利付で、比較的短期の返済を予定することとならざるを得ない。この点で、銀行信用が、再生産過程にたいし、社会総資本的に対応しながら、商業信用と基本的に同一の制限を内包していることがあきらかである。

銀行信用のこの「制限」は、この信用形態が元来、商業信用における支配的信用手段たる手形の割引を通じて形成され、基本的には、商業信用を基盤としたことにある。したがって、社会的規模においてではあれ、商業信用と同様、貨幣の節約なる性格を基本的に備えるものである。⁽¹³⁾

しかし、この信用形態を、「貨幣信用」として把握することが承認されるとするならば、その内容は、単に節約の規定によっては包括しえないものになっていることを、合せて認めないわけにはゆかない。むしろ貨幣信用は、銀行信用による、基本的には諸有価証券による信用の供与をも含むわけであるが、それにもまして、銀行信用が、信用の社会的利用、したがって、この信用形態の

注(13) 深町郁弥「信用の必然性」、九大「経済学研究」第32巻第3・4合併号、1967年、253—5ページ以下。

根拠ともなる遊休資本の社会的堆積と利用とを可能にするという点はこの信用形態の無視することのできない側面である。銀行信用が、かくのごとく社会的な信用の供与をなしうるといふことは、銀行信用が、単に商業信用の社会化——それももっぱら信用諸手段の側面からして——といったことをこえた、独自の内容をもったものとして現われることを意味する。すなわち、商業信用が信用関係内部で節約された遊休資本を共同利用する関係ではあれ、そこでは、なお、現実的資本にたいする貨幣資本の独自の要因は、きわめて制限されていたのに反して、銀行信用においては、あきらかにそれら二要因の対立的関係が前提されているからである。

かくして、銀行信用にあっては、利子生み資本たるG（貸付可能な貨幣資本）を受け入れるのはあくまで、「所有としての資本」したがって、他人資本としてにすぎず、いわゆる資本の結合としてではない。しかし、銀行信用の展開は、他面、社会的に組織されていない貨幣片の大量を、可能的資本として組織し、それを諸個別資本に対立させることによつて、利子生み資本に転化せしめる。⁽¹⁴⁾ その中心をなす銀行は、貨幣市場(money market)の組織者として登場する。まさに金融市場の形成が、銀行信用の展開とともにここに措定されうるのである。

要するに、銀行信用は、上述のごとき現実的資本との対立的要因を内包することによって、商業信用と共通の基盤にたちながら、それとはことなつた独自の性格を持ちえた。それは、より具体的には、銀行信用が、金融市場の形成・展開と表裏の関係をなしているという点につきるのである。まさに、信用の諸形態が、金融市場の編成を前提にして、また、その過程に対応して展開されてゆくという点に関連している。

〔II〕 金融市場は、一個の商品市場、貨幣としての商品という独自の種類の商品の市場である。⁽¹⁵⁾ 資本が資本として商品となるこの市場は、いわゆる利子生み資本のための市場であり、そこでのあらゆる商品は、一定価格で取引されることによって、それを契機に、G……G'なる利子生み資本独自の運動をなしとげなければならない。また、その運動形態は、通常の商品の売買当事者とはことなつて、一個の信用関係の形式を介してなりたつことになる。

かくて、金融市場は、貨幣資本需給に直接作用する信用関係を背景とした、商品としての貨幣、資本として予定される貨幣の「売買」を通じて、それら商品を利子生み資本たらしめる場であるといつてよいであろう。そのさいの商品の価格が、いわゆる利子歩合となつて現われる。利子歩合は、したがって、金融市場における動態の端的な表現であると考えてよいであろう。

独自の商品と、独自の定まり方をする価格とをもって金融市場は成立の条件の一つをととのえるが、さらに、そうした商品を、市場に供給するものと、それらを、いかなる用途であるにしろ需要するものとの対抗がなければならない。金融市場においては、それらは基本的には産業資本家であ

注(14) Das Kapital, Bd. 3.

(15) Ibid., S. 371.

るといってよいであろう。しかるに、産業資本家は、無媒介的に相互に金融市場の需給の当事者たることはできない。すくなくとも、ここでいう「市場」が、諸資本の制限を超えた社会的なものとして存立する限りにおいて、産業資本家相互の取引は、金融市場を構成するまでに至らないのである。

この点は、商業信用関係を前提とした産業資本家ないし、商業資本家それぞれの間の信用関係を考慮したとき、明白になる。この場合、相互に、信用の連鎖が形成され、その範囲内で資本の共同利用関係がとり結ばれているにしろ、それは、信用の個々の関係によって偶然的に形成されているにすぎないものである。信用手段たる手形も、信用当事者の再生産過程での具体的地位を反映した個別的な性格を色濃く残しているものとみななければならない。

さらに、この信用関係は、遊休貨幣資本の生産資本への直接的転化という局面よりも、流通過程に立脚してとり結ばれるものであり、そこでの信用の量も、流通過程に入りこむ価値額に照応したものであり、また、流通過程をできるだけ短縮して、「節約」の効果を上げんとする即座的なものである。したがって、一面での資本の節約が、他面での利用となり、結局再生産過程のそとにでて、社会的な遊休貨幣資本となる余地をまったくもたないものであるといってもよい。ここではしたがって、市場を形成するとき、商品としての貨幣資本供給の継続性という条件すら欠けていると考へなければならない。

銀行信用は、これにたいして受ける信用と与える信用との仲介者的な地位に立ち、金融市場の中核として位置づけられるにいたる。これは、銀行信用が、さきにも述べたような、社会的な貸付可能資本を利子生み資本に転化する独自の機能から由来するものである。そして、金融市場は、銀行信用のかかる機能に応じて、まさに、それら資本を総体的に、社会総資本的に、諸個別資本に対置するという役割を果たす。このような市場を通じての、銀行資本と産業資本との対応関係の形成は、必然的に競争過程に規定されている。競争過程は、諸個別資本の具体的資本関係に規定されて、それぞれちがった度合において、諸資本にたいして蓄積条件を課すのに対して、諸資本は、そうした個別的な差異を超越して、資本一般に対して要求をつきつける。この一見矛盾した関係を、個々の資本の蓄積過程に対応して、解決することを可能にするものこそ金融市場でなければならない。こうした特殊な関連は、再生産過程の動揺である恐慌時には、この矛盾の解決を、金融市場を通じても打開しえないという逆の事態のなかで、鮮明にせざるをえなくなる。

金融市場は、かくして、産業資本と銀行資本とを中心に構成され、前者における現実資本の蓄積、後者における貨幣資本蓄積とを連繫する役割をはたす。しかし、その連繫は同時に利子率の一定水準を基準とし、またその水準の変動に作用する。そこでの貨幣資本には、こうした利子率に表現されるような資本としての追加的使用価値が付与される。このことは、信用諸関係、とくに産業資本と銀行資本という関係でのそれとは独自に、市場に堆積される貨幣資本に生産過程を媒介すること

なく $G \cdots G'$ 運動をなす可能性をも与える。生産的な投資を直接目的としない貨幣資本の利子生み資本としての運動が市場を中心に営まれることになる。それと同時に、信用の形態も利子生み資本運動の具体的な多様化にしたがって、展開されうると考へねばならない。総じて、貨幣資本の蓄積の独自の性格がここに明確になってくる。

貨幣資本の蓄積は、労働にたいする所有の請求権の蓄積にとどまらない。債務の蓄積さえも資本の蓄積としてあらわれるような、「信用制度のもとで起きる歪曲の完成が現われる」⁽¹⁶⁾ 段階においては、貨幣資本蓄積は広範にその対象をひろげる。とりわけそれを主体的になす銀行業者からみれば、「信用制度の巨大な広がり全体が、およそ全信用が、彼らにとって彼らの私的資本として利用される」⁽¹⁷⁾ ことになるのであるから、そのことはより明白であろう。そして、金融市場は、これら諸請求権に対しても、利子生み資本たる内容を付与せずにはおかない。その内容と形式との対立的な・矛盾した関係のもたらすところは、擬制的価値を担う仮空の資本、すなわち擬制的資本の創出である。

むしろ、このことは金融市場にある貨幣資本そのものの性格、あるいは、それを存在せしめた信用的基盤にのみよることではない。諸資本の競争の進行が、資本にたいして生産方法の改善をとおしてより高度な生産力の達成を強制し、固定資本部分の比重をまして、諸資本の所要資本量が増大するような過程にあっては、貨幣資本の範囲の拡張もまた必然であって、それに応じて、金融市場もその構成要因を変えてゆかざるをえない関係になるのである。

〔Ⅲ〕 金融市場の構成の変化をもたらすものは、貨幣資本として蓄積されるものの多様化による。このことは、貨幣資本の蓄積をめぐって、諸資本家間、とりわけ銀行資本間の競争を激化させずにはおかない。ここにいう競争は、むしろ、産業資本家間のそれではなく、金融市場において、より有利な条件、すなわち利子生み資本として実現せしめる条件をめぐるそれである。この競争に貨幣資本としての G そのもののみならず、たんなる擬制的資本（仮空資本）までが動員されることによって、貨幣資本自体の投下対象はより広範囲なものとならざるを得ない。すなわち、諸有価証券が、貨幣資本蓄積の一端を担われる場合、それら有価証券は、貨幣資本 G の投下対象ともなっているわけである。あるいは、 G の投下ないし、それへの転讓を予定されるものとして、擬制的価値を維持しうることになっている。したがって、貨幣資本 G は、諸有価証券独自の運動に応じて流動しうることになり、総体としての貨幣資本の運動を拡大する。

このように、貨幣資本の蓄積の範囲、その運動を拡張すること、これは、商品としての貨幣資本という高度に物神化された関係によって構成される金融市場にとっては、その物神化の無制限の拡張傾向とともに必然的なことである。同時に、この展開傾向は、従来の銀行信用を一層展開させる

注(16) *ibid.*, S. 521.(17) *ibid.*, S. 522.

ものとなることも看過できない。銀行信用は、商業手形の割引に示される代替的信用関係に端的にあらわれるように、短期的な貨幣資本の供給をなしたわけである。貨幣資本自体が、擬制的資本（諸有価証券）をも包括することによって、また、擬制的資本との間の流動的関係を保持することによって、この信用供与能力を拡大することとなる。むしろ、擬制的資本の上に立脚した拡大ではあるが、このことは、銀行信用をして従来の短期信用の枠を逸脱した信用関係の形成を可能とする。こうした可能性に関連して、銀行による長期的信用供与の傾向も現出すると考えてよいであろう。

銀行信用は、本来的に短期信用であって、長期的信用供与の方向での銀行信用の可能性は、その本来的構成要因から現われるというより、再生産過程の拡大とともに、その独自の役割を顕現せしめる金融市場における貨幣資本蓄積と、その利子生み資本化に要請されたものといつてよい。というのも、銀行信用の長期化を可能にするように、貨幣資本の蓄積・運動が金融市場において拡大し、その質的面で多様化する場合に、金融市場で貨幣資本の運動を規定する利率そのものが、それに対応して、多様化し、構造化されていき、いわゆる金利体系を構成するにいたるからである。利率は単一的なものから、諸水準の利率の支配という形態に転化する。こうした利率の体系化が、利率の評価（水準）に応じた貨幣資本の利子生み資本としての運動実現を可能とするのである。規則的収入が利子とみなされ、それを基に元本が逆算される倒錯した関係も、この条件によって、成立する。銀行信用を中心にみるならば、このことが、銀行業資本にとっての収益機会を増大せしめる。しかしながら、銀行信用を展開させる上記のごとき諸関係は、究極的に利子生み資本の運動形態の実現にかかっているわけであるが、そこには自ずと限界があると考えねばならない。

ここに前提されている条件のもとでは、銀行の利用しうる信用は、基本的に手形流通に立脚しているのである。手形流通は結局手形による商業信用の成立基盤に規定される。したがって、銀行信用がいかに擬制的資本にもとづいて拡張されたとしても、またそれによって、資本集中過程が遂行されたとしても、それを規制するのは商業信用の基盤たる流通過程の動態である。このことは、擬制的資本の根拠である擬制的価値が現実的資本価値に従属してのみ成立することをあきらかにする。長期的信用供与の契機は、いわゆる流通時間に規定されてなされるよりも、生産的資本それ自体、とくに固定資本部分に関連している。このことは、資本の流動的な運動を制約することになる。これは、銀行信用本来の形態とはあいられない。これを総体としての貨幣資本の側からみるならば、利子生み資本としての実現の不確定性の増大に繋がる。しかし、金融市場においては、資本はすべて、究極的に利子生み資本として実現されるものでなければならないし、それにたいして銀行信用が十分な形態をそなえていないとすれば、信用形態の側からさらにそれに対応すべき展開がなければならないであろう。ここに擬制資本信用措定の根拠がある。「信用を利子生み資本そのものに連関させて考察する」というマルクスの方法的な示唆のもつ意義もここにあきらかにされえよう。⁽¹⁸⁾

注(18) Ibid., S. 482. これについては、すでに、拙稿「『信用制度』と『株式会社』」三田学会雑誌 第56巻第4号、

4. 信用形態としての擬制資本信用

—「株式会社」論の基本前提—

[I] すでにみてきたように、信用形態の具体的展開への基本的契機を与えるものは、金融市場の論理的措定である。このさい、金融市場においては、貨幣資本の運動が、擬制的資本の運動をも包含して、多様化する。いわゆる市場利率もそうした事態のもとで貨幣資本の全運動にとって支配的なものとして成立をみることになり、「一定の規則的収入が利子とみなされ、それから逆に元本を計算する」という特異な事態が表象として成立することになる。まさに、「金融市場としての資本」(マルクス)なる独自の論理性が、顕現するに至る。

また、他方で資本構成の高度化がすすみ、生産力の上昇がはかられてゆくにつれて、産業的企業は、集積・集中過程をおしすすめ、固定資本を中心とした大量の資本を産業諸部門に投入するにいたる。この段階では、従来の銀行信用を通じての貨幣資本の調達そのものが、資本蓄積にとって限界となる。また、銀行信用の長期化は、擬制的資本の本来的性格を歪め、現実的資本との乖離を激化することとなる。また、現実的資本との結びつきの保障されない公債等の公信用に依存することによって、長期化がはかれる。このような銀行信用自体の限界にたいして信用関係は、直接的に、銀行信用関係に制約されることのない、資本調達の方向に進まざるをえない。銀行信用を超えて、信用形態自体の新たな方向への転回が生じる。

マルクスは、かれの経済学批判体系を一貫して、『資本論』第3部第5篇第27章「資本主義的生産における信用の役割」においても、信用の三つの役割を指摘している。⁽¹⁹⁾それは、上記のような観点から、信用論の構成にとってきわめて示唆に富んだものであると考えられる。その第三の項目として、マルクスは、株式会社の形成を問題にしている。株式会社はここでは、三つの方向から把握されている。(1)個人企業の規模をこえた企業、(2)資本の結合による「個人資本に対立する社会資本」として、(3)支配の集中、という三点である。マルクスは、こうした株式会社形成が信用によって助

1964年、60ページ以下において問題点の指摘をなしたが、それについて深町氏は、さらに「信用の必然性」「金融問題」(II)1968年において、「より高次の信用制度論の展開の分野の存在」(62ページ)を根拠づけるという視点からより適切な指摘をされている。参照を乞う次第である。

注(19) いわゆる「資本一般」といわれるものの範囲内での信用論の展開というものが、限定つきであれ可能であるということは、定説といつてよい。(この点については、佐藤金三郎「『経済学批判体系』と『資本論』」『経済学雑誌』第36巻5・6号、1956年、また拙稿「マルクス信用論の展開過程」『経済学年報』8、1965年等を参照されたい。)それがどのような方法でなされているかについては従来明解な理解はない。佐藤氏の場合は、この点について、『資本論』の「信用論」を方法的反省を加えることなく、「資本一般」に包摂されるものとされる。このようにみるなら、信用論と利子生み資本論との論理的関連というしばしば論じられてきた難問を問題としても提起しえないし、また、それを超克することもできないであろう。この点については、基本的には、以下のような観点に立つべきであろう。

長されることを、ここでは問題にしようとするのである。「信用制度は、資本主義的個人企業がしだいに資本主義的株式会社に転化されてゆくための主要な基礎をなしている⁽²⁰⁾」という指摘からもあきらかである。

信用の役割は、基本的に二つの面から考察されている。「一面では流通する媒介物の節減として、他面では、資本のうちの絶えず貨幣形態で存在しなければならない部分の制限⁽²¹⁾として」である。これが信用形態のあり方をも規定する。また、これが、資本制生産を基底的に支える私的所⁽²²⁾という制限を、一応打破する役割をもはたすであろう。ここから、従来の如き、信用手段を中心とした信用形態把握も生じてくる。それらは、しかし、資本制の信用を、商品経済関係一般における信用関係に解消せざるを得なくする危険をはらんでいるし、逆に、資本蓄積に積極的に関与する信用の側面は等閑視されることにもなる。このことはまた、資本主義的競争の過程においては、資本は、諸資本の運動として現われるが、その傾向は、他方に、不断の社会的な大量の資本の対立を生み出すという過程を、信用関係とのかかわり合いにおいて把握しえなかったことにもよる。信用形態は、この段階(次元)においては、競争関係の展開と不可分の論理的な関連にあるといわなければならないのである。この観点を具体的に展開するなら、前節においてのべた、金融市場の要因を組み入れることが必要となってくる。マルクスのさきの「株式会社の形成」なる指摘もこのコンテクストにおいて把握されねばならない。換言すれば、それは信用形態把握そのものへの反省規定を内包しているものと理解すべきであろう。エンゲルスの、「第3部第5篇、特に第27章からは、資本主義

『経済学批判要綱』(Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie [Rohentwurf] 1851—1858)から『資本論』にかけて、すくなくとも信用論に関して「資本一般」という見地がつかぬといえ、その場合、『要綱』では取入論の見地から扱えられた利子、ないし利子生み資本が、信用論に組み込まれてくる理由はなにかということである。『要綱』における信用論は基本的には資本の必然的傾向としての流通時間の揚棄という点にあったといえよう。(深町氏前掲論文ないし拙稿を参照)それとともに、信用展開の展望として、ここにのべた役割にほぼ対応する規定がなされている。したがって、『資本論』における現行の信用論の構成は、利子生み資本論の独自の措置と無関係だとはいえない。これがまた、『要綱』段階の「資本一般」への限定を緩めることになった。

このような見解にたいして、『要綱』以降の信用論展開を恐慌把握との関連でとらえるべきだとする伊藤誠氏の見解(『資本蓄積と信用制度』1. 東京大学『経済学論集』33巻1号、1967年)がある。ダリモン評註以降のマルクスの基本的視角を問題にされようとするものだが、こうした視点そのものに無理がある。まず第一に、『要綱』における貨幣論と信用論との論理的関連が、伊藤氏において十分解明されていない。第二に、『要綱』における恐慌把握について、再生産過程の把握との関連で、その意義と限界があきらかにされていない。伊藤氏に問いたいのは、「信用」が何故資本の流過程で問題にされねばならなかったのかという点である。

注(20) Das Kapital, Bd. 3, S. 482.

(21) ibid., S. 477.

(22) 川合一郎氏によれば、「信用とは私的所有制のもとにおいて、生産の社会的性格の進展を反映するところの、富の利用と所有の私的性格との矛盾を一応回避するための取引であるが、借手、貸手の経済的性格のちがいに応じて、信用の具体的性格は異なってくる。これが信用形態であって、……」(川合一郎「信用制度と株式会社」『国民経済雑誌』第118巻第5号、1968年)とされる。借手、貸手の経済的性格のちがいという点からいうなら、銀行信用と川合氏の主張される「資本信用」とはどこにちがいがあるのであるか。これらが、信用形態として異なるとすれば、それは、借手、貸手の性格のちがいでないことになる。

的生産一般のなかで証券取引所がどんな地位を占めるかということが明らかになる⁽²³⁾」という言及も、上記の観点に依るかぎり正当な指摘であったといつてよい。

〔Ⅱ〕信用形態はかくて、独自の、新しい方向に展開されなければならない。しかし、このことは、株式会社形態が、直接的に、信用形態であるということを意味しているわけではない。この点にかんしては、マルクス自身の展開が必ずしも十分なものではないが、さきに株式会社の意義についての第三点等の指摘、とくに所有と機能との関連、配当の利子化の指摘等にその一端をうかがうことができる。われわれは、こうしたマルクスの論点をより鮮明にするために、ここでも信用形態——それも前項に指摘した意味での——という視角を一貫して堅持することが必要であろう。そして、その場合に、擬制資本(das fiktive Kapital)をも正しく把握し、理解しうることになるであろう。結論を先取りするならば、擬制資本とは、信用形態の独自の形態として把える場合のみ、その独自の意義を理解することができ、それを媒介として「株式会社」論への展望があきらかにされるのである。

擬制資本——それは、前節において蓄積された貨幣資本の一構成物としての擬制的価値を有する仮空の資本(擬制的資本)とは本質的に異なるものだが——の形成を、われわれは、二つの方向から把握することができる。それは、一方で、貨幣資本をたんに他人資本として受け入れることができなくなり、まさに自己資本(das eigene Kapital)として、本来所有と機能との一体的なものとして受け入れなければならないこと。まさに、これを制度的に実現するものが、株式会社制度である。しかも、他方で、金融市場から動員したも⁽²⁴⁾として、それら貨幣資本は、実質的に、また究極的に、利子生み資本でなければならない。すなわち、所有権(所有としての資本)の主張が容認されなければならない。このような二方向の統一として、擬制資本の形成をみるのである。

擬制資本たる証券は、株式資本として、出資という形態において、現実資本に合体されている資本の持分証書である。しかるに、出資の証書で、手形とは本質的にことなる利子生み証券たる株式=有価証券は、現実資本の運動とは形態的にはまったく乖離したところで、独自の運動をなすにいたる。それは、「貸付可能な資本、すなわち利子を生むように予定されている資本の投下部面である⁽²⁴⁾。」「これらの有価証券は、この資本を貸し出す諸形態である。しかし、それは貸付資本そのものではなく、貸付資本がそれらに投下されているのである⁽²⁵⁾。すなわち、有価証券(株式)は、貸出しの媒介形態となっているわけである。貸付可能な貨幣資本の投下対象であり、その現実資本への媒介形態をなすもの、それが手形とは本質的に異なる有価証券なのである。」⁽²⁶⁾

注(23) Das Kapital, Bd. 3, S. 43.

(24) ibid., S. 522.

(25) ibid., S. 522.

(26) 小竹豊治「研究対象としての証券市場」『証券経済学会年報』第1号、1967年、28ページ。

この有価証券が、擬制資本として、独自の運動をなすというのは、それが、独特の価格=擬制資本価格をもつということのうちに現われる。⁽²⁷⁾いわゆる資本化 Kapitalisierung ないし資本還元過程がこれであるが、この過程は、現実資本の出資証券としての有価証券の額面価値(現実資本の価値)とはまったく異質の価格を有価証券に付与する。そして、その価格をして紙製副本たる有価証券自体の価格なる表象をつくりだす。それによって、証券のもつ貸付可能資本の投下対象としての性格は一層明瞭となる。証券自体の媒介形態としての特性は、証券を一個の特異な商品として現出せしめ、証券の価格は、商品の価格=市場価格としてあらわれることになる。いわゆる資本の商品化なる事態が成立する。

しかし、擬制資本は、その特異な運動形態から、商品化されるとはいえ、その特性のすべてが商品化に帰着してしまうのではない。というのも、擬制資本たる有価証券に独特な運動形態を付与する場というものが準備されて、資本の商品化が可能になるからである。⁽²⁸⁾すなわち、擬制資本なる範疇にとって、証券市場——典型的には株式市場——の存在は、絶対不可欠の前提だからである。また、証券市場以外には、擬制資本として資本を商品化するような場というものはない。

マルクスは、擬制資本について、第3部の第29章、第30章等できわめて要領を得た展開をなしている。そこでの擬制資本把握は、さきに引用したエンゲルスの記述にもあるとおり、証券市場の存在を前提にするものである。証券市場、とりわけ証券流通市場を前提にすることなく、新たな、独自の信用形態の把握をもなすことはできない。

証券市場は、むろん投機的要素をも含めて、証券の売買取引市場という表象をとって現われる。そこでは、純粹に $G-A-G'$ ($G+\Delta G$) という証券(A)を仲立ちとしての売買差益の獲得をめざした取引がなされているかのごとくである。また、証券に対して、差益 ΔG を求めての追加貨幣資本が投下される。しかし、証券の独自の取引運動が成立する基盤は、その証券が本来表現する現実資本とは、別個のところでも独自の運動をなす資本として存在するということにある。また、このような、「資本の二重化」が、証券を媒介とした貨幣資本の投下を永続的なものとする。このことは言うまでもなく、証券の保有者=出資者が、擬制資本運動の場としての証券市場において自己の証券を売却することによって、自己の出資資本を回収することが可能だということである。だからマル

注(27) 川合一郎『株式価格形成の理論』1960年、12ページ。

(28) これにたいして、宇野弘蔵氏は、つぎのようにのべている。「株式その他の有価証券の売買市場は、資金が商品化されて売買される貨幣市場に対して、資本市場をなすわけである。それは貨幣市場の利率の形成に直接に参加するわけではないが、その利率を反映する利率によって資本還元される擬制資本の市場として、いわばその補助市場を形成するものに発展しうることになる。しかしそれと同時に、この資本市場に投じられる「資金」は、もはや一般的には産業資本の遊休貨幣資本の資金化したものとはいえなくなる」(宇野弘蔵『経済原論』1964年、220ページ)。ここで資本市場というのは、証券市場を意味しているといつてよい。要は証券市場が、資金の市場としての貨幣市場にとって補完的な市場であるということである。この考え方は、信用の形態の問題としては、宇野氏のいわれる原理論においては、商業信用および銀行信用によって説くことであり、ここで問題に

クスは、この証券が利子生み資本の形態をとるとして、その理由を、「ただそれが或る収益を保証するからだけではなく、また売却によって資本価値としてのその返済を受けることもできるからである」⁽²⁹⁾としている。同時に、反面において、このことは、証券の購入という形で、証券を媒介とした「貸出し」をなし、出資者の地位に容易につくことをも可能にしているわけである。したがって、証券市場での擬制資本形成は、証券を媒介とした貸出しとしての出資と、証券の売却による回収としての返済を容易にすることによって、貸付可能な貨幣資本に利子生み資本形態を付与することになる。それによって、貨幣資本の蓄積を促進し、擬制資本証券をも、その蓄積の行程に包含してゆくにいたる。まさに、ここに、新たな・独自の信用形態が指定されると言わねばならないであろう。以上のような諸関連を考慮するなら、擬制資本は、株式会社制度が、資本=蓄積過程にもなって企業形態=資本結合形態として一般化するさいの、信用機構からの対応をなすものだということができる。したがって、擬制資本なる範疇の指定、およびそれを独自の資本運動として実現する独自の信用形態の展開のうちに、信用論と「株式会社」論との論理的連繋の基本的な契機がある。

〔Ⅲ〕 擬制資本信用を一種の信用形態として把握することは、証券市場はもとより、それをも包括する金融市場を信用論の主要要因として導入することを意味している。しかし、擬制資本信用には、従来の信用形態と基本的にことなつた要因が存することを見落してはならない。それは、この信用形態が、資本の集中過程と不可分の関係にあるということからくる。

資本の集中は、広い意味で資本蓄積の一過程であるが、マルクスによって指摘されるように、二つの方法をとる。一つは、暴力的にある資本が、他の個別資本を併合してゆくという途であり、他の一つは、株式会社制度による円滑な方法である。マルクスは、資本集中が、蓄積=集積を補完、促進するという点で問題にした。そこには、資本一般の展開、とりわけ、生産価格法則に如実に現われるような諸資本の競争の展開をこえた、いわゆる独占の形成に導くような方向があることは否定できない。いま問題にしている擬制資本信用は、まさに株式会社制度に表現される資本集中に深くかかわっている。したがって、この信用形態は、それ自体の論理として独占——自由な競争の阻害——を説明しうるかのようなのである。しかしながら、このような視点は、方法論的にも、論理的にも誤っている。それは、基本的にいって、株式会社形態をとる企業の個別的な資本蓄積と、それによる他企業との関係という視点、すなわち競争関係自体の、蓄積の進展の水準に応じた変化という視点と、企業の資本結合ないし資本集中の形態としての株式会社制度という視点との混同によるの

しているような信用形態の展開は、銀行信用自体の問題として考えられることとなる。したがって、証券市場を補完的といつてもよいということになる。しかし、証券市場に追加的に投入される資金が、宇野氏のいわゆる「資金」ではなくなっているとすれば、この証券市場は独自の意味をもつものとならねばならないであろう。おそらくこの点は、段階論の問題領域として留保されているのであろうが、そもそもこの独自の資金の投入なくして擬制資本の成立する根拠がないとするなら、原理論では擬制資本も説けないということになる。当然、資本の商品化の内容は空洞化することとなる。

(29) Das Kapital, Bd. 3, S. 521.

である。前節においてみたとき信用形態は、あくまで、株式会社制度という企業形態に関連して論理的に展開されるのであって、それを、資本の蓄積にかかわらせて独占を導出するためには、再度競争の視点に立ち帰って問題を把え直す必要が生じるのである。⁽³⁰⁾

このような視点を不明に独占の問題をとりあげ、独占をもっぱら貨幣=信用的次元でのみ把握するものとして、われわれはヒルファディング(Hilferding, R.)の『金融資本論』をあげることができる。かれにおいては、それが擬制資本信用を独自の信用形態として概念的に把握することを妨げているのである。

ヒルファディングはその『金融資本論』第2篇第7章において株式会社の問題をとりあげている。それは、信用論の一環をなす資本の動員(資本の調達)論として展開される。⁽³¹⁾このような株式会社論の基本的位置づけは、かれが、資本家的社会を、近代的所産としての資本独自の運動から法則的に解明するというよりは、資本家社会の基柢をなす商品関係、とくに交換関係からあきらかにしようとするのうちにすでに暗示されていたものと考えねばならない。かれは、資本運動を、商品—貨幣—信用という、商品交換・流通の次元においてのみつかみとり、資本家社会を、資本の再生産過程を基軸にして解明する論理を見失ってしまった。

いかえれば、ヒルファディングの体系は、資本蓄積論を基軸とした再生産論を欠落しているということであり、したがって、このような角度から、「信用」を位置づける論理を欠いてしまったということである。いわば、固有の意味での信用の必然性の解明は、まったく顧慮されていない。交換社会において、貨幣流通が必然的であるごとく、信用関係は必然的だということなのである。この欠陥を端的に示すのが、ヒルファディングによる信用形態の把握だといえよう。

単純な商品流通からはじめて、資本流通にまでいたる過程においては、これを「商品」流通という次元でみた場合、いくつかの信用の形態を指摘することができる。ヒルファディングによれば、支払信用、生産信用、手形信用、資本信用等の諸形態があきらかにされる。しかし、信用関係が、資本の運動に従属し、産業資本の一部となるという基礎的観点からすると、かれの規定は、無概念的なものになってしまう。マルクスは、これらを、商業信用、銀行信用という基本形態によって把握したし、また、そこでは、信用関係の基盤としての実体的諸関係、再生産過程との対応などを明確にしていた。ヒルファディングにおいては、マルクスの規定と、かれ独自の規定との論理的関連は、きわめてあいまいである。そのうえ、さきにのべた、資本家社会把握の基礎視点から、銀行信用が、交換経済の極致(窮極的形態)として、把握されることとなったのである。ただヒルファディ

注(30) こうした混同は、とくに金融資本の把握との関連で現われる。例えば、鈴木鴻一郎氏や岩田 弘氏の見解(鈴木鴻一郎「帝国主義論と原理論」『世界経済分析』1963年、岩田 弘『世界資本主義』1963年)。

(31) この点については、拙稿「ヒルファディング株式会社論にかんする一考察」『三田学会雑誌』55巻第1号、1963年を参照されたい。また、星野 中「ヒルファディング『金融資本論』の基本的構造とその問題点」、内田義彦、小林 昇編『資本主義の思想構造』1968年、264ページにもこの点の指摘がある。

ングの信用規定において銀行信用の諸規定は、独自の意義を有するものとして重要である。かれのいう銀行信用は、概念的には、支払信用等々の全形態を包含するものとなっているが、とりわけ、そこで資本信用なる範疇が指定されることの意義を考えてみる必要がある。

ヒルファディングは、再生産過程から、貨幣資本が周期的に遊離することのうちに、資本信用の可能性をみている。それは、まさに、「遊休貨幣資本から機能資本に転化する機能」⁽³²⁾においてとらえられている。またそれは、「支払信用のように流通費を節約するのではなく、同じ貨幣的基礎の上で生産的資本の機能を拡張する」⁽³⁴⁾ものである。すなわち可能的(潜在的)資本を利子生み資本に転化することに資本信用の基本的役割があるということである。あきらかに、このような規定は、利子生み資本の運動契機=貸付による所有としての資本の機能資本化だといってよい。したがって、このかぎりではこれはマルクスのいう銀行信用と実質的に対応した概念把握である。

しかるに、ヒルファディングは、周知のとおり、さらに資本信用というものを主体とした銀行信用を、資本集中の過程に対応した形態としても把握する。これをもたらす要因は二つある。まず、産業資本における固定資本投資の拡大、それによる長期的な資金需要の増大という要因がある。他方に、資本信用の主體的担い手としての銀行業自体の集中が進むという要因がある。これは、銀行の資本力の増大によって、信用が銀行に集中することを意味している。これら二要因は、産業投資資金を、銀行が中心となって供給するということを意味することは言うまでもない。しかし、銀行は、一方において、貨幣資本を大量に集積し、他方それを長期的かつ大量に企業に融通することによって、企業の危険を負担し、その経営活動に深く介入するに至る。この方向が、銀行をして、発行活動をなさしめるにいたるのである。ヒルファディングは、銀行信用を、支払信用、資本信用、発行業務と三段階に区別しているが、この最後のものは、資本信用の必然的傾向としてあきらかにされる。発行活動は、企業の株式を発行して、自らが取引所の機能をはたし、自己の融通資金を回収し、同時に発行利得(「創業利得」)⁽³⁵⁾を入手しようとするものである。このような地位を得ることによって、銀行は貨幣資本蓄積を一層押し進める。それによって銀行信用は、資本集中の槓杆として作用するのである。

ヒルファディングの株式会社論を特徴づける資本動員論は、このように、銀行による資本信用として、銀行と産業企業との信用関係を通じて展開されるものであった。だから、かれが、大株主と中小株主とを区別し、「所有と経営の分離」という視角から、中小株主の貨幣資本家化をとき、配当の利子化をいい、創業利得を説いた基柢にあるものは、銀行自体が、預金を受け入れることによ

注(32) R. Hilferding, Das Finanzkapital, Eine Studie über die jüngste Entwicklung des Kapitalismus, Europa Verlag Wien 1968, S. 97. 以下, Europa Verlag 版による。岡崎二郎訳『金融資本論』岩波文庫, 上巻, 119ページ。

(33) ibid., S. 訳上, 135ページ。

(34) ibid., 108. SS. 109—110. 訳上, 137ページ。

(35) ibid., S. 120. 訳上, 151ページ。

り、ないし、銀行自身の株式制度利用によって集中することによって得た資金(貨幣資本)を、株式会社企業に動員するという関連の認識である。かれにあっては、株式会社の株式発行による資本調達、結局、銀行信用の枠内においてなされるという論理的帰結にいたらざるをえない。では、こうしたヒルファディングの論理展開の内包する問題はなにか。

1) ヒルファディングによると、「資本動員」という概念は、二様の意味をもつ。一つは、株式会社企業の資本調達であり、いま一つは、株式の流動化という点である。かれが、擬制資本の独自の運動を解明しようとしたことも、この「動員」の意義に関連している。それによって、擬制資本証券たる株式の売却可能性という視点を株式会社制度の基軸とするという重要な指摘にもかかわらず、擬制資本運動を、資本動員の主体=銀行との関連においてしか把握することができず、株式会社制度と証券市場(流通市場)との関連が十分解明されるまでにはいたらなかった⁽³⁶⁾。その端的な現われは、証券の擬制資本としての運動による投機的利得の発生と「創業利得」との関連がまったく解明されていない点にある。また、その究極的理由は、株式の流動化を、資本信用を中心とした銀行信用の問題としてのみ把握したということにあると考えられる。すなわち、手形とは本質的にことなる利子生み証券を、銀行信用という論理でのみとらえようとした点にある。

2) より根本的な問題点として、ヒルファディングの信用論が、再生産論的な裏付けを欠いて展開されていることと関連するが、いわゆる資本の蓄積過程と信用との対応関係がまったく無視されてしまっていることである。すなわち信用が、資本の集積や集中の過程にいかなる役割と機能とをはたしうるのか、という再生産論と信用論とを総括する論点——マルクスにおいては、利子生み資本論を前提として第27章で展開されている——について何ら顧慮されていない。また、信用論のうちに、資本集中を解明する論理がまったく考慮されていない。さきにもみたように、銀行信用が、集中への信用制度的対応として説かれている。しかし、これは、資本の蓄積過程の一側面としての集中過程と対応するものではない。長期的信用の供与、貸付は資本の集中を意味しない。表面的には株式会社を資本集中の問題として説こうとしていながら、本質的には、何らそれに解明を与えず、したがって産業企業が株式会社形態をとることによる資本集中の進展、独占の形成等について根底的にあきらかにできず、もっぱら銀行業の集中運動に従属するものとしてつかまれてしまっている

注(36) 『金融資本論』は、第8章において、取引所の問題を扱っている。この第8章と、第7章中で、実際に扱われている市場問題との間には、大きな懸隔がある。第7章では、株式の売却可能性が前提とされて、創業利得の問題が論じられている。しかし、そこでは、例の範式に示されているように、証券流通は、ただA—G—Aという、証券(A)の持ち手の転換ということに実際上限定されている。ところが第8章では、証券取引の形態が問題にされて、投機的要因を含めたところの取引差益の発生が示唆されている。証券市場を、擬制資本形成の場としてとらえ、それによって、ヒルファディングのいう、利潤を生む資本の利子を生む資本への転化がなされ、それによって、創業利得の発生が説明されるのであれば、擬制資本の運動G—A—G'とこの転化の関連は当然あきらかにされる必要がある。この点のより立ち入った検討は、機会を更めておこなう予定である。

という点である⁽³⁷⁾。

〔IV〕信用論における株式会社論の展開の契機を、信用形態の問題としてみたが、そこから吾々は以下のような株式会社論への展望にとっての基本的視角を汲みとることができる。と考える。

株式会社は、何よりも個別資本の資本結合形態であり、その形態は、資本集中によって規定されてくるものであった。そこで、資本集中ということが信用論的に、とりわけ、信用形態という論理次元で解明されることが、まず必要である。株式会社形態による資本結合にいたる集中の問題の解明が、商業信用、銀行信用なる信用形態によって、なされるかどうかである。ヒルファディングにおいてみたように、これは、銀行信用という枠組みにおいては不可能なことであり、かれ自身が資本信用の内容として提出したものは、いわゆる固有な意味での銀行信用にたいしてまさに新たな信用形態の提起をなしていたことを確認しなければならない。これのもつ意味は、マルクスにおいて触れたとおりである。

この点の理論的解明に要請されるのは、擬制資本範疇を正しく指定することである。まず、擬制資本が、信用一般のもつ外面的・擬制的性格とは異なった独自の運動体であることを明確にしなければならない。それには、擬制資本運動の担い手と、運動の場面とを明確にする必要がある。擬制資本証券運動の担い手たる証券取引資本をも包括する証券市場が、まさにそれに相当するであろう。問題は、証券市場を中心とした擬制資本の運動それ自体が、新たな段階の信用形態それ自体であることをあきらかにすることであって、擬制資本が資本の商品化であるか否かは、第二義的な論点であるといわねばならない。

まさに、擬制資本運動を、独自の信用形態として把握することができるかどうか、はじめにのべた株式会社論展開の基本方向を実現しうるかどうかを決定する。しかしすでにみえてきたように信用形態としての擬制資本信用が展開されたとしても、それによって、直ちに、株式会社の理論が展開される、ということにはならない。というのも、株式会社は、擬制資本運動を通じて、信用体系との連繫をなすにすぎないからである。信用制度は資本蓄積をおしすすめるテコである。同時に、蓄積過程の進展は信用制度の発展を促進する。擬制資本信用はそうした発展の一階梯として指定されうるのである。また、このような連繫を前提にすることによって、擬制資本運動と対応した、したがって、資本集中過程と対応した、資本の支配の構造の変化をも展開しうるのである。ここにはじめて、その内部構造をもふくめた、株式会社の問題を理論的に検討する場処にたちるといってよいであろう。

(37) こうしたヒルファディングの把握は、むしろ、ヒルファディングの理論構成の対象——帝国主義期ドイツ資本主義——によって制約されている側面が強い。これについて戸原四郎氏は、「産業への長期の資本信用と産業証券の引受とが内的に結びつけられることによって、混合企業を中心とする産業企業の集中・集積を促進するための条件をそなえた新たな性格の銀行が確立するのであり、この点に、この時期の銀行集中の質的な意義が認められるのである」(戸原四郎『ドイツ金融資本の成立過程』1960年、342ページ)とのべている。

5. 株式会社の資本

— 結語にかえて —

前節までの展開によって、株式会社論を論ずる論理的前提は、明確である。それは、端的にいて、擬制資本運動を基軸とした、独自の信用形態の展開であった。またそのことが信用形態固有の問題として要請するのは、金融市場の一分野としての証券市場の措定であった。この一見自明とも言すべき株式会社論の信用論的前提をわれわれがあえてここで明白にしてきたのも、この観点からである。

有限責任制にあらわれる株式会社の本質は、その独自の資本の在り方にかかわる。それは大凡そ、二つの方向で議論されてきた。一つは、株式会社の本質を、他人資本の自己資本化として把握する見解⁽³⁸⁾であり、いまひとつは、株式会社を、自己資本の他人資本化として把握するものである⁽³⁹⁾。ここでいう他人資本、自己資本なる概念については、いずれも、株式会社企業を中心にして考案されている。すなわち、「株式会社の資本」は自己資本であり、株式会社以外の資本は他人資本である。いうなれば、他人資本は、貸付資本であり、株式会社企業から見れば借入資本である。

この二つの見解は、株式会社理解を大きく二分する見解であるが、これらは、いずれも、共通した観点に立っているといえることができる。それは、株式会社において、株主の間に階層分化があり、いわゆる所有と経営との分離が存在するということである。第一点は、株式会社において、機能資本と、無機能化された資本とが共存すること、第二点は、その分化が株式会社の資本の所有構造の変化に対応することである。

「他人資本の自己資本化」説にあって、他人資本なる概念は、資本の所有が、機能から自立したところで成立するものである。すなわち、所有のみを主張するところの資本であり、いうなれば、貸付貨幣資本である。それに対して、他人資本が自己資本化されるとは、機能から自立した資本が機能を回復することである。したがって、この形式から言うならば、株式会社の資本は、貸付を媒介とした、資本の所有と機能資本との関連と対応している。擬制資本運動を「貸借」として把える考え方も、このような論理から生まれる。かくて、株式は、配当請求権証券であり、受けとる配当は、当然のこととして、利子とみなされることになる。すなわち、配当の利子化である。総じて、この見解は、株主層の分化、支配の集中という面を認めながらも、資金調達という側面から、株式会社を把えることになる。

注(38) この見解の代表的なものとして、川合一郎『資本と信用』1955年、生川栄治『株式会社における資金形成の条件』『現代会計学の課題』1963年、等がある。

(39) この見解の代表的なものとして、馬場克三『株式会社金融論』1965年がある。

(40) 川合氏、前掲書、301ページ以下。

それに対して、「自己資本の他人資本化」説はどうであろうか。この見解は、株主間の階層分化を、株式会社の支配機構＝支配集中という側面との関連で把握する点で、第一の見解と対照的である。ここでも、所有と経営の分離が主張されるのだが、それが本来自己資本であるものから、機能側面を奪い取って、所有の論理のみを展開させるような仕方になされる。すなわち、株式資本の貸付資本化がなされる。貸付資本の源泉がこの分化にある、という考え方も⁽⁴¹⁾、ここから生じてくる。

いずれの見解にあっても、株式証券を擬制資本とし、その運動基盤としての証券市場の役割を重視しながら、一方は、それを資本の動員という面から、他方は、資本を流動化する側面から、把握しようとする。これら二見解は、株式会社の金融(資金)構造と、財務構造のいずれかに主として係わる見解である。これら二側面は、株式会社論としては、本来、統一的に把握すべき点であることは、すでに再三のべてきた点である。このためには、株式会社の資本について、より立ち入った検討が必要である。

株式会社は、個人企業と同様、資本の価値増殖を計り、剰余価値を取得し、それを再投下する。いわば、資本の機能的側面を主体とした、資本制企業である。しかし、この機能的側面は、剰余価値の領有を通じて、はじめて再生産過程の一部を構成しうる。剰余価値の領有に根拠を与えるのは、私有財産制下においては、資本の所有関係である。したがって、企業は、所有と機能の一体化したものであらねばならない。株式会社にあっても、この点は基本的に変わらない。

さて、株式会社において、所有と機能とはどのように統一されているのであろうか。この点について考えるとき、われわれが第一節でとりあげた株式会社の本質が、想起されねばならない。株式会社は、個人企業によっては果しえない企業の規模が資本の蓄積過程によって要請されて、はじめて、制度的に確立することになる。これによって、私的所有という枠内で、所有の社会化を計ってゆこうとするのである。そこで、株式会社企業は、株式を発行して資本を集める。株式の払込に応じた方(応募者)からみれば、かれは出資と同時に、その出資に対応して、資本の所有者ともなるのである。しかし、この所有は、株主として応募する以前の貨幣資本の元所有といふべきものとはことなり、株式会社の結合された資本の一部に対する所有なのである。また、出資された資本は、結合されて、元所有とは別の機能資本を構成する。機能資本としては、所有の枠をこえた合体されたものとなる。いわゆる、法人格としての会社機関に現われるような、株式所有からの独自性という表象が、機能の側面には生起する。ところが、所有の貫徹は、株主の出資額に応じて個々の差別を有したままである。機能資本としては大規模に結合され、会社機関という、資本機能の主体が創出され、これに応じて、所有自体も「社会化」される。しかし、このことは、出資者のもつ所有権、まさに私的所有権自体を消滅させることにはならない。私的所有の枠内での社会的所有とは、仮象

注(41) 馬場氏、前掲書、293～5ページ。こうした見解にたいしての批判として、生川栄治「自己金融と企業支配理論」『証券経済月報』第57号、1964年を参照されたい。

であり、それ自体矛盾である。株式会社企業における所有と機能との結合は、したがって個人企業とは異なった性格を有するようになる。株式会社にかんして、会社機関の役割が強調されるのも、所有＝機能の結合の特異性からきている。この特性は、株主数が増大してくればるほど一層強化されて、前面に出る。資本集中が促進されればされるほど、したがって株式会社において機能資本は強力に合体され、会社の機関的性格も、それだけ顕著になる。「社会化された所有」なる表象も拡大する。⁽⁴²⁾所有の面は、それにたいして、ますます機能から背離する外観を呈する。しかし、このことは、所有が機能からまったく無関係に分離することを意味しない。まして、貸付資本化する、ないし貸付資本としてあることを意味しない。株主が配当として利潤の分け前にあずかっているかぎり、この結合関係は消滅しない。なるほど、株主間の階層分解が進行してゆくことになり、実質的に会社の支配権をもつ大株主と、中小株主との分化がすすむ。しかし、中小株主は、いかなる意味においても、範疇的に、貨幣資本家になることはない。⁽⁴³⁾このことは、中小株主における資本運動をみればあきらかである。中小株主は、自らの出資した貨幣資本をG……G'としては、運用しない。外観的・表象的には、それでも、運動形態としては、G—A—G'という、証券を媒介したところの形態をとる以外にはない。この運動が実現されるには、A、すなわち、擬制資本の定在が不可欠の前提である。擬制資本化を通じてでなければ、所有権を経済的に実現することもできない。さきにも、私的所有の枠内での社会的所有という矛盾そのものの再生産も不可能となってしまう。

かくて、株式会社の資本は、所有の矛盾した構造を前提にして存在するものであって、会社機関の強化、あるいは、株主層の階層分解の進行も、この矛盾の現象形態であると考えねばならない。その本質からみれば、この矛盾の存在は、株式会社形態による資本集中の遂行にとって不可欠の条件をなす。かくて、矛盾が矛盾として再生産されるところに、株式会社企業の「永続」性 going concern なる仮象の根拠も存在するのだが、これは、他方で、証券市場を前提とした不断の擬制資本化、その独自の運動に基礎づけられているのである。ここに株式会社なる企業形態の一般化する段階での企業と信用制度との新たな関連が生起しうるのである。こうした関連を無視するか、ないしは、株式資本の論理によってのみ株式会社を説くならば、それは、事態の片面的な把握だと言わねばならない。

(1969—3—18)

注(42) 川島武宣『所有権法の理論』1949年、341ページ。

(43) ここで、いわゆる株式債権説等の検討を要するが、さしあたり、富山康吉「株式と資本所有の論理的構造——株式債権論の検討と批判——」『民商法雑誌』第39巻、1959年を参照されたい。

新古典派的成長と貨幣*

—その2・定差方程式による分析—

宮尾 尊弘

序

- I モデルの設定
 - II 一時的均衡の存在
 - III 均衡成長の諸性質
 - IV 成長経路の安定性
- 結 び

序

貨幣を含んだ経済成長のモデルが最近数多く展開されているが、それらの共通に持つ主要目的のひとつは、J. トービンも述べているように、⁽¹⁾資本の蓄積過程において貨幣がどのような役割を果たすかを考察することによって、実物的な成長モデルでは把握しえない蓄積過程の諸特徴を明確化することにあると云えよう。またそれらは、経済成長に伴う具体的諸問題、例えばインフレーションや失業などの問題を取り扱うのに必要不可欠な用具にほかならない。

改めて述べるまでもなく、貨幣と経済成長との結びつきは、単なる偶然や思いつきではなく、理論的に極めて妥当かつ必要なものである。つまり、経済成長にとって資本の蓄積が本質的に重要な役割を果たしているのであるが、より一般的には、そのようないわば「実物資産」の蓄積ばかりでなく、実物資産とある程度直接に競合し代替し合うような性格を持つ貨幣のような「金融資産」の蓄積もまた、経済成長にとって少なからず重要な役割を演じているのであって、これらの資産全体の蓄積が、経済成長という現象の本質的な部分を形成していると考えられるのである。

したがって、成長の過程においてそれぞれの資産がどれだけ蓄積されて行くかを詳しく見るため

* 本稿における基本的な考え方は、慶応義塾大学大学院での千種義人教授・福岡正夫教授・富田重夫教授の Joint Seminar における何回かの研究報告を通じて形成された。その過程で有益な助言をいただいたことに対して、3人の教授の方々に厚くお礼を申し上げたい。また、本稿の要旨は、昨年12月に東京経済研究センターの定例研究会において発表された。その際、東京都立大学の稲田猷一氏、成蹊大学の筑井甚吉氏、慶応義塾大学の神谷伝造氏より様々なコメントを受けた。各氏に感謝の意を表したい。ただし、本論文に含まれる誤りや不備はすべて筆者に帰するものである。

注(1) Tobin [XII] p. 671.